

令和 3 年 5 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会



議案第 3 2 号

一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

一般財団法人新庄市体育協会の経営状況を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、資料のとおり報告する。



**令和3年度**

**事業計画書・予算書**

**一般財団法人新庄市体育協会**

# 一般財団法人新庄市体育協会 令和3年度事業計画

## 《定款に定める目的》

新庄市のスポーツを振興し、市民の体力向上と健康の増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。

## 1. スポーツ振興事業

市民がスポーツに親しむ環境を整え、スポーツをとおして市民の健康づくり、新庄市の活性化を図る。

### (1) スポーツの普及推進に関する事業

- ①第43回新庄市総合体育大会
- ②市民総スポーツ・健康づくり推進事業
- ③こども・はばたき事業
- ④広報事業
- ⑤総合型地域スポーツクラブ連携

### (2) 育成強化、競技力向上に関する事業

- ①育成強化事業
- ②スポーツ少年団育成事業
- ③体育表彰事業
- ④最上地区市町村体育協会共同事業

### (3) サイクルスポーツセンター管理事業

## 2. 施設管理運営事業

スポーツ活動に関する市民ニーズに的確に対応できる公の施設としての特性を生かし、利用者の安全を確保し、満足度の高いサービスを提供する。

- (1) 新庄市スポーツ施設管理事業（新庄市指定管理事業） 10施設
- (2) 山形県最上中央公園管理事業（山形県指定管理事業） 1施設
- (3) 新庄市都市公園管理事業（受託事業） 30カ所
- (4) 新庄市公有財産管理その他受託施設管理事業（受託事業） 3カ所

## 3. 法人運営事業

民の立場での公益増進の担い手という役割を踏まえ、公益的法人として求められる内部統制を確実に果たし、事業の効率的執行、将来にわたり安定的経営を進める。

- (1) 内部統制の確立
- (2) 法人の健全・安定運営
  - ①職員の適正な労働環境づくり
  - ②自主財源の確保
  - ③基金の計画的積立て・有効な活用

一般財団法人新庄市体育協会 令和3年度予算書

《収入の部》

(千円)

項目	予算額	R2比	説明
1 基本財産・特定資産・受取利息	3	0	預金利子
2 負担金	972	0	
(1) 加盟競技団体負担金	270	0	
(2) スポーツ少年団登録料	702	0	
3 賛助会員会費	100	▲150	
4 新庄市補助金	10,900	▲185	新庄市から
5 新庄市総合体育大会実施委託料	915	0	新庄市から
6 指定管理委託料	122,569	▲1,636	
(1) 新庄市スポーツ施設	101,454	▲1,002	新庄市から
(2) 最上中央公園	21,115	▲634	山形県から
7 利用料金	11,008	218	
(1) 新庄市スポーツ施設	7,908	218	コロナ禍影響減少
(2) 最上中央公園	3,100	0	
8 新庄市都市公園管理業務委託料	18,671	46	新庄市との委託契約
9 新庄市公有財産管理業務委託料	1,033	▲2,361	新庄市との委託契約
10 自動販売機設置料	1,860	▲740	販売業者との共同事業
(1) 新庄市スポーツ施設	1,600	▲750	
(2) 最上中央公園	260	10	
11 自主事業収入	215	▲86	自主事業参加費他
12 雑収益	545	▲350	
計	168,791	▲5,244	

《支出の部》

(千円)

	予算額	R2比	説明
1 スポーツ振興費	12,379	▲322	
(1) スポーツ普及推進事業費	2,328	▲331	
(2) 育成強化事業費	3,777	▲22	
(3) サイクルスポーツセンター費	250	0	
(4) スポーツ振興総務関係費	5,991	31	給与改定等
(5) 減価償却費	33	0	
2 新庄市スポーツ施設管理事業費	110,302	▲2,132	
(1) 施設管理事業費	109,970	▲2,082	給与基準改正等
(2) 減価償却費	332	▲50	
3 新庄市都市公園管理事業費	14,593	358	
(1) 施設管理事業費	13,795	▲331	市契約
(2) 減価償却費	798	689	軽ダンプ2台購入
4 新庄市公有財産管理事業費	1,705	▲716	
(1) 施設管理事業費	1,626	▲748	
(2) 減価償却費	79	32	
5 最上中央公園管理事業費	24,895	▲1,120	
6 法人管理費	6,159	▲641	給与改定・職員研修費
計	170,033	▲4,573	

減価償却費(支出1-(5)、2-(2)、3-(2)、4-(2))1,242千円を支出総額から差し引いた支出額と収入総額は一致する

## 令和3年度 役員体制

理事 15 人 任期：令和2年定時評議員会終結時～令和4年定時評議員会終結 3.4.1

	役職	氏名	選出元団体・役職
1	会 長	山 科 通	新庄地区バレーボール協会会長
2	副 会 長	羽 賀 千 尋	新庄地区野球連盟副会長
3	副 会 長	吉 浦 一 幸	新庄市スポーツ少年団副本部長
4	専務理事	野 崎 勉	新庄市体育協会（学経）
5	理 事	元 木 啓 雄	新庄市スキー連盟会長
6	理 事	伊 藤 好 之	新庄市柔道連盟副会長
7	理 事	安 彦 隆 一	かむてんスポーツクラブクラブマネージャー
8	理 事	井 上 勝 人	新庄地区サッカー協会事務局長
9	理 事	齋 藤 和 彦	新庄地区バドミントン協会事務局長
10	理 事	長谷川 賢	新庄ボクシング協会会長
11	理 事	高 橋 研	新庄地区陸上競技協会副会長
12	理 事	竹 内 憲	新庄弓道連盟会長
13	理 事	佐々木 養 記	新庄地区卓球協会会長
14	理 事	柏 倉 正 人	新庄市バスケットボール協会事務局
15	理 事	伊 藤 圭 一	新庄市空手道連盟常任理事

監事 2 人 令和2年定時評議員会終結時～令和4年定時評議員会終結

1	監 事	高 橋 正 彦	新庄地区ソフトテニス連盟会長
2	監 事	吉 田 浩 志	新庄地区自転車競技連盟事務局長

評議員 17 人在任 任期：令和2年定時評議員会終結時～令和6年定時評議員会終結

区分		氏名	選出元団体・役職
体育協会 加盟 競技 団体	1	矢 口 敬 治	新庄地区野球連盟理事長
	2	高 階 寿 子	新庄地区ソフトテニス連盟理事
	3	泉 博 文	新庄地区自転車競技連盟理事長
	4	阿 部 太 悦	新庄ボクシング協会事務局長
	5	阿 部 文 男	新庄弓道連盟副会長
	6	西 田 昭一	新庄地区剣道連盟事務局長
	7	壹 谷 操	新庄市柔道連盟会長
	8	斎 藤 秀 二	新庄市スキー連盟副理事長
	9	丹 忠 一	新庄地区陸上競技協会理事長
	10	奥 山 貴 裕	新庄地区バドミントン協会競技・広報部長
	11	小 森 卓	新庄地区卓球協会理事兼事務局長
	12	矢 口 一 郎	新庄市ソフトボール協会理事
	13	武 田 徹 夫	新庄市武術太極拳協会会長
	14	田 中 幸 一	合気道新庄道場副道場長
地域 団体	15	大 場 和 夫	かむてんスポーツクラブ理事長
	16	森 富喜子	新庄市スポーツ推進委員協議会副会長
学校 団体	17		
	18		
学 験	19	齋 藤 民 義	新庄市小学校体育連盟会長
	20		

※死亡退任及び人事異動による辞任により3名が退任した。なお、評議員定数15名以上20名以下

## その他（１）

### 旧北辰小学校体育館の供用について

#### １．経過

旧北辰小学校体育館については、「新庄市立学校跡地活用等検討委員会」において、令和３年度中は旧学校施設として管理運営し、令和４年４月、同校跡地の移管をめざすことが決定されています。あわせて、跡地活用の基本的方向性をまとめ、「北辰学区学校づくり協議会」に対し、書面にて回答を伝達しております。

なお、基本的方向性として「明倫学園校舎棟及び体育館棟が完成するまで備品等校具の保管場所とするため、災害時以外の旧体育館の利用は行えない」ことを示しています。

以上の経過につきましては、令和３年３月２５日に開催した定例教育委員会において、報告させていただきました。

#### ２．明倫学園授業（体育）での使用

今般、明倫学園の授業（体育）で使用する必要が生じたため、令和３年度中、旧北辰小学校体育館について、下記のように位置付け、供用することにいたしました。

なお、学校跡地活用の基本的な考え方、令和３年度中に庁内における具体的な検討を進め、令和４年４月からの施設移管をめざすという方向性については変更ありません。

- ◎位置付け 明倫学園付帯施設とする（明倫学園第２体育館）
- ◎供用期間 令和３年４月１日 ～ 令和４年３月３１日
- ◎事由 明倫学園の授業（体育）で使用する必要が生じたため  
（旧沼田小学校解体工事開始後、明倫学園体育館が完成するまでの期間）

#### ３．関係団体への施設開放

旧北辰小学校体育館利用の団体（スポーツ少年団等）から、体育館が利用できない代替措置として、市有施設の優先的な利用について口頭で要望が出されております。

そのため、学校の授業に支障のない時間帯（平日夜間、土日等）については、これまでどおり「新庄市立学校施設使用条例」に基づき、使用を許可することにいたします。期間は、令和３年６月中旬～令和４年３月中旬までの予定です。

また、旧沼田小学校解体工事の開始に伴い、旧沼田小学校体育館の利用団体についても同様の状況となることから、当該団体に対し、旧北辰小学校体育館の供用について情報提供を行います。

なお、上記は、あくまで、学校の授業で使用する期間、学校施設として体育館を開放するものであり、令和４年度以降は、移管後の施設管理下に基づく施設供用となります。